
箱根町景観 形成公共施 設整備指針

先導的役割を担う
ために！

箱根町

平成 22 年 1 月

目次

1	趣旨	1
2	箱根町景観計画における景観形成の目的	1
3	箱根町景観計画における良好な景観の形成に関する基本方針	1
4	公共施設整備の基本的事項	1
5	対象事業	2
6	共通指針	2
7	施設別指針	3
	(1) 建築物	3
	(2) 工作物	6
	(3) 公共サイン	7
	(4) 道路	9
	(5) 公園	10
	(6) 橋梁	11
	(7) 河川及び水路	11
8	箱根町景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限	12

箱根町景観形成公共施設整備指針

1 趣旨

本指針は、“環境先進観光地 箱根”を推進する本町が、箱根町景観条例第10条に規定する良好な景観の形成において先導的な役割を果たすため必要となる公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備に関する指針を定めるものです。

<箱根町景観条例第10条>

町は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行うときは、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 箱根町景観計画における景観形成の目的

景観計画では、本町が取り組むべき景観形成の目的を次の2点としています。

- 1 町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出
- 2 観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出

3 箱根町景観計画における良好な景観の形成に関する基本方針

景観計画では、景観法第8条第2項第2号に規定する本町の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を次の5点としています。

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり

4 公共施設整備の基本的事項

公共施設の整備にあたっては、各事業の目的を踏まえたうえで、次の事項に留意するものとします。

- (1) 箱根町景観計画に定める基本理念を十分踏まえるとともに、良好な景観の形成のための行為の制限に遵守します。
- (2) 山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観や歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和に努めます。
- (3) 芦ノ湖や富士山等の眺め、山頂や高台からの豊かな自然景観を望むビューサイトエリア等については、視線を遮ることがないように努めます。
- (4) 公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観の形成に努めます。
- (5) 時の経過を考慮し、味わいが増すような素材やデザインの工夫に努めます。
- (6) 環境面、さらにはユニバーサル・デザインに配慮した、人・自然にやさしい施設

整備に努めます。

- (7) 可能な限り計画策定の段階から町民等の参画を促進し、町民との合意形成に努めます。

5 対象事業

本指針の対象となる事業とその範囲を概ね次のとおりとします。

対 象	範 囲
建 築 物	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩若しくは材質の変更
工 作 物	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩若しくは材質の変更
案 内 板	新設 外観を変更することとなる修繕又は色彩若しくは材質の変更
道 路	新設又は改良による形状若しくは形態の変更 外観を変更することとなる色彩又は材質の変更
公 園	新設又は改良による形状若しくは形態の変更
橋 梁	新設又は改良による形状若しくは形態の変更 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩若しくは材質の変更
河川・水路	新設又は改良による形状若しくは形態の変更
そ の 他	土地の造成等で景観に影響を及ぼすもの(ダム・えん堤、砂防・治山等) ストリート・ファニチャー等(街路灯、ベンチ等)の新設、改良等による形状、形態の変更又は外観を変更することとなる色彩若しくは材質の変更

6 共通指針

公共施設を整備するにあたっての共通となる整備指針を次のとおりとします。

対 象	内 容
法 面	<p>周辺の動植物保護及び利用者の安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮した構造及び形態とするよう努めます。 切土及び盛土による法面は、周辺の景観に調和するようにするとともに、緑化に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【景観に配慮した自然法面】 関所付近 - 町道箱2号線</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【法面緑化】 強羅坂下 - 県道723号</p> </div> </div>

擁壁	<p>形態、意匠の工夫（自然石積、丸太積、擬岩ブロック等自然物の素材、色調、構造等を模した工法等）や緑化等により、周辺の景観と調和するよう努めます。</p>	 <p>【化粧型枠の擁壁】 強羅坂下 - 県道 723 号</p>
外柵	<p>原則として生垣等とし、ネットフェンス等による場合は、構造、形態、意匠及び色彩について周辺の景観との調和、地域特性に配慮します。 道路側等においては、できるだけ植栽帯を設ける等、修景に努めます。</p>	
緑化	<p>良好な景観を形成している既存樹木については、原則保存とし、やむを得ない場合は、移植等による活用に努めます。 植栽にあたっては、原則として地域に自生する植物と同種の植物を使用します。庭園木や園芸品種を用いる必要がある場合は、地域で従来から良く使用されており、既に風土になじんでいるものを使用し、地域特性に十分配慮します。</p>	
占用工作物（電柱等）	<p>規模、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観との調和に努めます。</p>	
工事施工中	<p>工事の仮設工作物等については、周辺の景観との調和に努めます。</p>	

7 施設別指針

公共施設毎の整備指針を次のとおりとします。

(1) 建築物

対象	内容	
位置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう配慮します。</p> <p>敷地に接する道路側は、道路と壁面の間に有効空間（原則 5 メートル以上）を確保するとともに、歩道の整備や歩道と一体的な利用について配慮します。</p> <p>確保されたスペースは、ストリート・ファニチャーの設置、緑地等により快適な空間の創設に努めます。</p> <p>街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配慮します。</p>	 <p>【開発事業で設置された公園】 ベンチ設置、強羅向山 - 町有道路</p>

<p style="text-align: center;">屋 根</p>	<p>街なみに配慮し、周辺と調和するような形態、素材、色彩とします。 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合は、素材色とします。 ただし次の場合は、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合（ロゴ等を含む） この場合、見付け面積には、着色をしない窓等の開口部は含まないものとします。 歴史的建造物等 無着色の木材等の自然素材を用いる場合 <p>屋根形状については、20%以上の勾配屋根とし、切妻、寄棟、入母屋又は方形とします。 表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとします。 <マンセル数値による屋根の色彩基準（めやす）></p> <table border="1" data-bbox="376 860 1241 1037"> <thead> <tr> <th>色相(Hue)</th> <th>明度(Value)</th> <th>彩度(Chroma)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR から 5Y まで</td> <td>5 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>8 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 標記： (色相) (明度) / (彩度)</p>	色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)	5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下	上記以外の有彩色	5 以下	2 以下	無彩色	8 以下	-
色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)											
5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下											
上記以外の有彩色	5 以下	2 以下											
無彩色	8 以下	-											
<p style="text-align: center;">外 壁</p>	<p>街なみに配慮し、周辺と調和するような形態、素材、色彩とします。 色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とします。 ただし次の場合は、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合（ロゴ等を含む） この場合、見付け面積には、着色をしない窓等の開口部は含まないものとします。 歴史的建造物等 無着色の木材等の自然素材を用いる場合 <p>ガラス面等の反射する素材を多用しないようにします。 やむを得ずガラス面等の素材を使用する場合は、総見付面積の 2 分の 1 を超えない範囲とするとともに、できるだけ植栽等で隠すようにします。 特に、湖面や西日による反射等については、十分に配慮します。 <マンセル数値による外壁の色彩基準（めやす）></p> <table border="1" data-bbox="376 1684 1241 1861"> <thead> <tr> <th>色相(Hue)</th> <th>明度(Value)</th> <th>彩度(Chroma)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR から 5Y まで</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>9 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 標記： (色相) (明度) / (彩度)</p>	色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)	5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下	上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下	無彩色	9 以下	-
色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)											
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下											
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下											
無彩色	9 以下	-											
<p style="text-align: center;">緑 地</p>	<p>道路に面する部分は、生垣又は植栽帯の設置に努めます。 既存植生の保全に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めます。 樹種については、富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書の資料 2「箱根地</p>												

	<p>域に適した植栽種一覧」を参照してください。</p> <p>【リョウブ科】リョウブ 【ミズキ科】ミズキ、ヤマボウシ 【カエデ科】オオイタヤメイゲツ、タカオカエデ、オオモミジ 【バラ科】ヤマザクラ、ナナカマド 【ツバキ科】ヒメシャラ、ツバキ 【ニレ科】ケヤキ 【ブナ科】ミズナラ、コナラ 【カバノキ科】ハンノキ、クマシデ、イヌシデ 等</p> <p>都市計画用途が住居系の場合は 20%以上、商業系の場合は 10%以上の緑地を確保します。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備施設等は建築物壁面との調和や建築物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに、目立たないよう工夫します。</p> <p>自動販売機は、可能な限り建築物内部か建築物の陰に設置するようにします。やむを得ず屋外に設置する場合は、外装色を 5Y7.5/1.5（自動販売機業界の景観対応推奨カラー）とします。ただし、側面を木製の囲い等により遮へいする場合は、この限りではありません。</p> <p>駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、景観に配慮します。</p> <p>ごみ置場等の設置は、目立たないように配慮します。</p> <p>原則的に給排水管、ダクト等は、壁面に露出させないように配慮します。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等目立たないように配慮します。</p> <p>建築物本体は、周辺の景観との調和に努めながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めます。</p> <p>敷地内には、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めます。</p> <p>敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めます。</p> <p>建築物の撤去後の跡地は、周辺の景観との調和が損なわれることがな</p>



【眼隠しした建築設備】
さくら館



【木目調の自動販売機】
関所資料館



【緑化した駐車場】
レイクアリーナ



【電線の地中化】
レイクアリーナ

	<p>いよう努めます。 環境やユニバーサル・デザインに配慮した施設整備に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【ユニバーサル・デザインへの配慮】 さくら館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【ユニバーサル・デザインへの配慮】 さくら館</p> </div> </div>
--	---

(2) 工作物

対 象	内 容												
位 置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう配慮します。周辺の建築物等と調和するよう配慮します。												
形体・素材 色 彩	<p>街なみに配慮し、周辺と調和するような形態、素材、色彩とします。建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮します。表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとします。 <マンセル数値による工作物の色彩基準(めやす)></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">色相(Hue)</th> <th style="background-color: #d9ead3;">明度(Value)</th> <th style="background-color: #d9ead3;">彩度(Chroma)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR から 5Y まで</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>9 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 標記： (色相) (明度) / (彩度)</p>	色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)	5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下	上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下	無彩色	9 以下	-
色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)											
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下											
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下											
無彩色	9 以下	-											
緑 化	道路に面する部分は、生垣又は植栽帯の設置に努めます。既存植生の保全に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めます。												
そ の 他	<p>工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観との調和が損なわれないよう努めます。 電柱、アンテナ等は、原則高さ 13メートル以下とし、色彩は素材色(木材等)又はこげ茶の艶消しとしますが、周辺の既存柱の色彩との調和を考慮するものとします。 環境やユニバーサル・デザインに配慮した施設整備に努めます。</p> <div style="text-align: right;">  <p>【高さ・色彩に配慮されたパylonマスト】 元箱根(色:こげ茶、高さ:13m以下)</p> </div>												

(3) 公共サイン(標識、案内板等)

内 容

【分かりやすいサインの整備】

文字の書体は、表記する対象により、次の書体を基本とします。

- ・ **和文書体** 角ゴシック系書体
- ・ **欧文書体・和文中の数字** サンセリフ(飾りを持たないもの)系書体
- ・ **中国語・ハングル書体** 国内で使用できる写真植字で標準的な書体

* ただし、情報内容等により、その他の書体がふさわしいと考えられる場合は、この限りではありません。

文字の大きさは、視力の低下した人への配慮や視距離に応じた大きさを選択することとし、標準的な基準である文字高さの目安(国土交通省等のガイドラインで提示されている数値)よりも小さいものは使用しないこととします。



【景観・分かりやすさに配慮したサイン】
宮城野 - 国道 138 号

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

* 出典 国土交通省「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

必要な情報をシンプルに表示することとします。

情報提供手段(紙の地図・パンフレット、パソコン・携帯電話、観光案内所等)は、情報の種類やその特性が異なるため、効果的に使い分け相互に補完しながら提供できるよう努めます。

【国際化、ユニバーサル・デザインに配慮したサインの整備】

案内標識等は、ユニバーサル・デザインの観点から日本語、英語及びピクトグラム(3種類)の表記を基本とし、必要に応じ言語表記や音声案内等の活用を検討します。

<ピクトグラム「観光・文化・スポーツ施設」の例>



展望地/景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場/プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなるので、明度差ができるだけ5以上となるよう配慮します。

車いすの使用者や視力の弱い人が、できるだけ近づいて表示面を見ることができる構造とします。

サイン施設は歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

表記内容を簡潔で読みやすいものとするために、施設名称は必要に応じて簡略化するものとします。

【景観へ配慮したサインの整備】

整理合理化（不要サインの撤去、集約化等）に努め、設置数や配置場所の適正化を図ります。地域における景観の特性や路線単位での統一性に努めます。

使用する色彩は、緑色系、白色系、茶色系、黒色系のうち3色以内とします。（原則は、白色系と茶色系の2色とします。案内図、解説板等を除きます。）

支柱の色は、原則、焦茶色の艶消しとします。

のぼり旗は、他の方法で代替えるなど、できるだけ設置しないこととします。

定期的に清掃、修繕を行い、常に美しい状態に保ちます。

その他、自然公園法及び神奈川県屋外広告物条例の基準に遵守します。



【ピクトグラムを表示したサイン】
レイクアリーナ



【ピクトグラムを表示した駐輪所】
さくら館

(4) 道路

対 象	内 容
選 定 等	良好な地域の景観を損なわないよう路線の選定を行い、周辺景観との調和に努めます。
交 差 点	交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、できる限り整理統合に努め、周辺景観との調和に努めます。
歩 道 自 転 車 道	<p>歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観との調和に配慮します。</p> <p>必要に応じ、緑化、ポケットパークの設置等により潤いの場の創設に努めます。</p>  <p>【開発事業で設置された公園】 仙石原 - 国道 138 号</p>
歩 道 橋	意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部分等は、必要に応じ緑化に努めます。
地 下 歩 道	<p>上屋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮します。</p> <p>地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮します。</p>
道路附属物	<p>防護柵、照明施設、標識等は、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺の景観との調和に努めるとともに、地域や沿線における統一性に努めます。</p> <p>良好な景観の形成を図るため、可能な限り、電線類の地中化を図るよう努めます。</p>  <p>【周辺環境に配慮した道・防護柵】 関所資料館周辺</p>  <p>【電線の地中化】 湯本滝通り</p>

緑化	<p>可能な限り連続した植栽帯やプランターを設けるとともに、浴道の緑を有効活用した緑化に努めます。</p> <p>必要に応じポケットパーク等を設置し、憩いの空間を創出するよう配慮します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【道路緑化（植栽）】 湖尻 - 県道 75 号</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【道路緑化（プランター）】 元箱根 - 国道 1 号</p> </div> </div>
シークエンス景観	<p>シークエンス景観（移動景観）に配慮するとともに、主要な視点場においては、駐車スペースやトイレを設けるよう努めます。</p>

（５）公園

対象	内容
施設	<p>位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の景観との調和に努めるとともに、環境やユニバーサル・デザインに配慮した整備に努めます。</p> <p>災害時の避難場所の確保、都市生活の安全性、快適性の確保を図るため、構造上十分配慮した設計を行います。</p> <p>生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮します。</p>
緑化	<p>植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努めます。</p>

(6) 橋梁

対 象	内 容
橋 梁 本 体	<p>形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に努めるとともに、必要に応じ造形的な美しさの創設に努めます。</p> <p>【 意匠に配慮した橋 】 湯本 - 旭橋（土木遺産）</p> 
高 欄 及 び 照 明 施 設	 <p>橋梁本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に努めます。</p> <p>【 意匠に配慮した橋（高欄）】 宮城野 - 大文字橋</p>

(7) 河川及び水路

対 象	内 容
護 岸	<p>形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺の景観との調和に努めるとともに、人と生き物に優しい親水護岸により、水辺景観の形成に努めます。</p>
堤 防 及 び 高 水 敷	<p>地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に努めます。</p>
そ の 他	<p>水辺空間においては、親水性を確保し、環境やユニバーサル・デザインに配慮した整備に努めます。</p> <p>【 水辺空間の演出（親水性）】 元箱根 - 芦ノ湖</p> 

8 箱根町景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限

(1) 届出対象行為と規模等の基準

【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園内の特別地域（特別保護地区を含む。）を除く区域
--------	-----------------------------

【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	高さ 13m 又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の新築
	増築等に係る部分の高さが 13m 又は延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの
	高さ 13m 又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。）、修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるものを対象とする。） 門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが 3m を超えかつ長さが 30m を超えるもの 擁壁その他これらに類するもので、高さが 3m を超えるもの 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 15m を超えるもの 街路灯、照明灯等その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ 20m を超えるもの その他工作物で、高さが 15m を超えるもの又は築造面積が 1,000 m ² を超えるもの

(注)

- イ 増築等：建築物・工作物の増築、改築又は移転をいう。
- ロ 修繕等：建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。
- ハ 建築物の高さ算定の地盤面：建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置における水平面をいう。
- ニ 見付面積：建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積をいう。

(2) 良好な景観の形成のための行為の制限

【良好な景観の形成のための行為の制限（基本的事項）】

項目	基準
基本的事項	山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。 歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。 眺める対象と眺める場所（視点場）との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。

【良好な景観の形成のための行為の制限（建築物）】

項目	基準
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。 敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を 5m 以上とする。（敷地面積が 1,000 m ² 未満は除く。） 街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。
屋根	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。 山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。 表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとする。
外壁	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。 ガラス面等の反射する素材を多用しない。
高さ	次のいずれかに該当する区域においては、建築物の高さを 15m 以下とする。 ただし、自然公園法において、建築物の高さを 15m 以下としている区域及び下記の基準を除く。 ・ 都市計画用途地域が第一種住居地域の区域 ・ 都市計画用途地域が近隣商業地域で容積率が 200% 以下の区域 ・ 自然公園法第 2 種特別地域 D 区域の区域 国立公園内の普通地域内で、次の地区においては、自然公園法の基準にかかわらず建築物の高さを次のとおりとする。 ・ 強羅地区・・・15m 以下とする。 ・ 大平台地区・・・13m 以下とする。 * 建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。
緑地	緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20% 以上、商業系の場合は、10% 以上とする。 道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。 自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。
その他	駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。 自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。 屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。 建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。

【良好な景観の形成のための行為の制限（工作物）】

項目	基準
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。 周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。
形態・素材・色彩	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。 擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。 門柱、標識、照明灯は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。 外柵は、原則として生垣、築地（ツイジ）等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。
緑地	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。 自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。
その他	工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。